

平成20年(ネ)第2839号 損害賠償等請求控訴事件
(反訴損害賠償請求事件)

控訴人 烏賀陽弘道
被控訴人 オリコン株式会社

控 訴 理 由 書

2008年(平成20年)8月20日

東京高等裁判所
第16民事部 口係御中

前記控訴人訴訟代理人
弁護士 飯田正剛
弁護士 小川朗
弁護士 日隅一雄

目次

はじめに.....	1
第1 原判決の違法性1(事実認定の違法性).....	2
第2 原判決の違法性2(事実と論評との区別に関する誤り).....	10
第3 原判決の違法性3(本訴、真実性及び相当性に関する判断の違法性).....	17
第4 原判決の違法性4(本訴、情報提供者の責任に関する判例の違法性).....	23
第5 反訴請求原因1(違法提訴)について.....	25
第6 反訴請求原因2(名誉毀損)について.....	32

はじめに

控訴人が、2008年(平成20年)7月7日付け「控訴理由書(骨子)」において、概説したように、原判決は、大別して、6つの誤りを犯している。

すなわち、本訴に関して、第1に、事実の認定において、本件における客観的事実と反する認定を行ってしまうという誤りを犯している。

第2に、事実と論評との区別に関して、誤った判断をするという誤りを犯している。

第3に、いわゆる「真実性」に関して、誤った判断をしている。

第4に、いわゆる「相当性」に関して、誤った判断をしている。

第5に、法的判断において、本件におけるいわゆる「情報提供者」である控訴人の法的責任に関して、本来負担すべきではない法的責任を認めるという誤りを犯している。

第6に、原判決は、反訴に関して、不当提訴の判断において、誤っている。

以下、具体的に、原判決の誤りを指摘する。

なお、「控訴人」＝「被告」、「被控訴人」＝「原告」については、「控訴人」(被告)または「控訴人」「被告」と、「被控訴人」(原告)または「被控訴人」「原告」と、それぞれ適宜表示する。

第1 原判決の違法性1 (事実認定の違法性)

1 原判決の判断

原判決は、本件において、控訴人と本件雑誌「サイゾー」との関係に関して、次の通り、判断している。

「(4) 被告が取材に応じたこととの間の因果関係について

ア 一般に、雑誌記事の編集権は当該雑誌の出版社にあり、出版社は、その責任と権限において、種々の取材を行った上、事実を取捨選択して記事の内容を構成し、これを雑誌に掲載する。また、不特定多数の読者に頒布される雑誌の出版社は、その雑誌記事の作成にあたり、特定の取材源からの情報を鵜呑みにすることなく、可能な限り取材を尽くして、その記事の正確性の確保に努める義務を負う。したがって、一般に、出版社からの取材に応じた者は、出版社が独自の裏付け取材や編集作業を行った上で記事を掲載するものとするのが通常であって、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることは予見していないのが通常である。したがって、出版社からの取材に応じた者のコメント内容がそのままの形で記事として掲載された場合であっても、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、原則として、相当因果関係がないものと解するのが相当である。

しかし、出版社からの取材に応じた者が、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることに同意していた場合、又は、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて当該出版社に対してコメントを提供した場合は、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させ

たこととの間には、例外的に、相当因果関係があるものと解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、被告は、本件本訴の提起前である平成18年6月30日、原告の代理人弁護士からの通知書（甲4の1）に対し、「06年3月6日、鳥賀陽は『サイゾー』編集部の小林穂和氏から電話でのコメント依頼を受けました。・・・鳥賀陽が電話で小林氏の質問に答え、小林氏が鳥賀陽の発言を文章にまとめました。まとめたコメント部分はメールで鳥賀陽に打ち返され、修正・編集を加え、若干の意見交換ののち掲載の形にまとめられました。」とFAX文書で回答している（甲5）。このFAX文書によれば、被告は、本件記事（サイゾー）の編集者が作成した本件コメント（サイゾー）の原案に自ら修正及び編集を加えた上、編集者との間で若干の意見交換をした事実が認められ、この事実によれば、被告は、自己のコメントである本件コメント（サイゾー）がそのままの形で本件記事（サイゾー）に掲載されることに同意していたことが認められる。

したがって、被告が本件記事（サイゾー）に関する取材に応じたことと、本件コメント（サイゾー）が本件記事（サイゾー）に掲載されそれにより原告の社会的評価を低下させたこととの間には、相当因果関係が認められる。

ウ この点について被告は、その本人尋問において、上記FAX文書には、本来、被告が本件コメント（サイゾー）の掲載を断って編集者との間でトラブルとなったことを記載する予定であったが、インフォバーンからの要請に応じてこれを丸めた表現にしたものに過ぎず、したがって、上記FAX文書には虚偽の事実が記載されている旨供述する。

しかし、編集者との間のトラブルについて丸めた表現を用いるというのであれば、そのトラブルに関する事実を記載しなければ十分であって、わざわざ、被告が本件コメント（サイゾー）の原案に自ら修正及び編集を加えさらには編集者との間で若干の意見交換をしたとの虚偽事実まで記載する必要はまったくない。ましてや、上記通知書（甲4の1）には、本件コメント（サイゾー）に関して被告に対する訴訟提起の可能性が示唆されていたのであるから、あえて本件コメント（サイゾー）に被告が深く関与していたことを示す文書を原告の代理人弁護士に送るなどということは、考え難い。

したがって、被告本人の上記供述は採用しない。

エ 以上によれば、被告が本件記事（サイゾー）に関する取材に応じたことと、本件コメント（サイゾー）が本件記事（サイゾー）に掲載されそれにより原告の社会的評価を低下させたこととの間には、相当因果関係が認められる。」

2 原判決の誤り（その1）

(1) 控訴人の「コメント」と「発言」について

しかし、原判決のかかる判断、つまり、本件において、控訴人（被告）鳥賀陽弘道（うがやひろみち）が、本件雑誌「サイゾー」の取材を受けて、本件記事記載の「コメント」通りの「発言」を行った、という事実を認定しているところ、かかる事実認定は、客観的事実に反する誤った認定である。

すなわち、本件において、控訴人（被告）は、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていないのである。控訴人（被告）は、本件雑誌である「サイゾー」の訴外小林稔和（としかず）副編集長の電話取材を受けて、被控訴人（原告）である「オリコン株式会社」に関する一般的知識を述べたにとどまるのである。

ところが、訴外小林稔和副編集長は、控訴人（被告）の「発言」を、そのまま使うことなく、また、控訴人（被告）の「発言」の趣旨に合致した内容にしたがって、本件記事の中にその「コメント」として使うのではなく、全く曲解して、訴外小林稔和副編集長の考える趣旨・文意・文脈に沿った内容として、本件雑誌「サイゾー」の本件記事の中に、控訴人（被告）の「コメント」として、使ったのであった。

そもそも、控訴人（被告）は、訴外小林稔和副編集長に対して、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていない以上、本件雑誌「サイゾー」の本件記事の中に、控訴人（被告）の「コメント」として、本件「コメント」を掲載することに、了解（同意、承諾）していなかったのである。

このように、控訴人（被告）は、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていないのである。

ここで、「コメント」「発言」の各意義について、述べる。

すなわち、ここでいう「コメント」とは、本件に即して言えば、本件記事（甲第1号証）の控訴人の「発言」として、「 」内に記載されているものである。

これに対して、「発言」とは、控訴人自身の言ったこと、つまり、本件においては、訴外小林稔和副編集長とのやりとりにおいて、控訴人が話した内容を、「発言」と言うのである。

そして、前述の通り、本件において、「コメント」と「発言」との関係について言及すれば、「コメント」全体について、控訴人は「発言」していないのである。

なお、「コメント」と「発言」との一般的な関係について述べると、次の通りである。

まず、第1の類型として、発言者の「発言」が、記事において「コメント」として明示されて記載されるのではなく、いわゆる「地」の文として執筆者の知識の一部として使用されるものである。

第2の類型として、発言者の「発言」が、記事において「コメント」として明示されて記載されるものの、いわゆる「匿名」（「関係者」等々の表示をされて）のもとに、使用されるものである。

第3の類型として、発言者の「発言」が、記事において「コメント」として明示されて記載されるものであり、いわゆる「顕名」（実名）のもとに、使用されるものである。そして、この類型の場合、発言者は、当然のことであるが、発言者の「発言」が、当該記事において、「顕名」（実名）の「コメント」として掲載されることに関して、明確な「了解」（同意、承諾）の手續を要するのである。逆に言えば、発言者の明確な「了解」（同意、承諾）なくして、当該記事において「コメント」として掲載することによって、発言者は、当該記事の「コメント」に対して、法的には、「故意」も「過失」もないのである（この点は、(3) 控訴人の「故意」「過失」で論じる）。

本件では、かかる3類型を前提とすると、第3の類型、つまり、発言者の「発言」が、記事において「コメント」として明示されて記載されるものであり、いわゆる「顕名」（実名）のもとに、使用されたものである。

ところが、本件では、発言者である控訴人は、発言者である控訴人の「発言」が、本件記事において、控訴人の「コメント」として掲載されることに関して、全く「了解」（同意、承諾）していないのである。

(2) 控訴人の「発言」について

このように、控訴人（被告）は、訴外小林稔和副編集長（デスク）に対して、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていない。

また、控訴人（被告）が、訴外小林稔和副編集長に対して、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていない以上、本件雑誌「サイゾー」の本件記事の中に、控訴人（被告）の「コメント」として、本件「コメント」を掲載することに、同意・了解・賛同していなかったのである。

このように、控訴人（被告）は、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていない。

このことは、次に述べるような根拠・理由から、明らかである。

というのは、第1に、極めて重要なことである（原審において必ずしも明白にされなかったところである）が、控訴人のかかる主張する事実を、訴外小林稔和（としかず）氏自身が認めているのである。

すなわち、本件において、控訴人（被告）が、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしておらず、

本件雑誌である「サイゾー」の訴外小林稔和副編集長の電話取材を受けて、被控訴人（原告）である「オリコン株式会社」に関する一般的知識を述べたにとどまったにもかかわらず、訴外小林稔和副編集長が、控訴人（被告）の「発言」を、そのまま「コメント」として使うことなく、また、控訴人（被告）の「発言」の趣旨に合致した内容にしたがって、その「発言」を「コメント」として使うのではなく、全く曲解して、訴外小林稔和副編集長の考える趣旨・文意・文脈に沿った内容として、本件雑誌「サイゾー」に、控訴人（被告）の「コメント」として、使った事実に関して、当事者である訴外小林稔和自身が、これを認めているのである。

訴外小林稔和副編集長は、控訴審代理人らに対して、当初の控訴人に対する取材において、上記3類型のうちのいずれの取材であるかを明らかにせず、記事を一応作成した後になって、コメント部分をいきなりメールで送信し、控訴人の了解を取ろうとしたことを認めている。

このことから、控訴人が頭名のコメントが掲載されることを認識して取材を受けたのではないこと、すなわち、控訴人の「発言」が控訴人の「コメント」として使われることを認識して「発言」したのではないことは明らかである。

しかも、訴外小林稔和副編集長は、控訴人と電話で連絡し、本件コメントをほぼ完成させて送付した後、控訴人が本件コメントを掲載して欲しくないと言って面会までしに来たことを認めている。

さらに、訴外小林稔和副編集長は、控訴人が仮に頭名でコメントを掲載する場合には、オリコンが被害者であることを記載するよう求めたが、記事の文脈上、それを無視したことも認めている。

つまり、訴外小林稔和副編集長は、控訴人の「発言」を曲解して本件記事に都合のよいように編集したうえで、控訴人の「コメント」として作成し、控訴人が面会してまで掲載を中止するよう求めたにもかかわらず、それを無視して、本件コメントを掲載してしまったことを認めているのであり、控訴人が「本件コメント」として発言をしていないのは、明白である。

第2に、これもまた、原審において明白にされなかったところであるが、当時の「サイゾー」編集長である訴外揖斐憲（いびただし）氏が、このような控訴人主張の事実を認めているのである。

すなわち、本件において、本件「サイゾー」に関する記事作成においては、訴外揖斐憲氏は、全く関与しておらず、つまり、当時の「サイゾー」副編集長であった訴外小林稔和氏が、控訴人（被告）に対して電話取材を行ったところ、控訴人（被告）が、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしておらず、本件雑誌である「サイゾー」の被控訴人（原告）である「オリコン株式会社」に関する一般的知識を述べたにとどまったにもかかわらず、訴外小林稔和副編集長が、控訴人（被告）の「発言」を、そのまま使うことなく、また、控訴人

(被告)の「発言」の趣旨に合致した内容にしたがって、その「発言」を「コメント」として使うのではなく、全く曲解して、訴外小林稔和副編集長の考える趣旨・文意・文脈に沿った内容として、本件雑誌「サイゾー」に、控訴人(被告)の「コメント」として、使った事実に関して、訴外掛斐憲氏は、後日、この事実を認識することになったのであった。

第3に、控訴人(被告)がかかるコメントをする合理性が全くないからである。

このことは、本件記事(サイゾー)と本件文章「アエラ」の記事との比較を行い、両者が「別個の訴訟物」であることを認めた原判決自身の判断によっても、裏付けられるものである。

すなわち、原判決は、本件記事(サイゾー)と本件文章「アエラ」の記事とに関して、次のような比較を行って、両者が「別個の訴訟物」であることを認めている。

「(2) 本件コメント(サイゾー)と本件文章(AERA)の関係について

原告は、本件コメント(サイゾー)による名誉毀損(請求原因ア)と本件文章(AERA)による名誉毀損(請求原因イ)は、一連かつ単一の不法行為であって、同一の訴訟物を構成する旨主張する。

しかし、そもそも、本件コメント(サイゾー)は、インフォバーン発行の本件雑誌(サイゾー)に掲載されたものであり、本件文章(AERA)が掲載された朝日新聞社発行の本件雑誌(AERA)とはその媒体を異にするものである。しかも、本件コメント(サイゾー)による名誉毀損は、平成18年3月に行われたものであるのに対して、本件文章(AERA)による名誉毀損は、平成15年1月に行われたものであって、その時期に3年余りの隔りがある。また、本件コメント(サイゾー)による名誉毀損は、本件記事(サイゾー)に関する取材に応じるという態様で行われたものであるのに対して、本件文章(AERA)による名誉毀損は、被告自らが記事を執筆するという態様で行われたものであって、その行為態様を異にする。また、その表現内容を見ても、本件コメント(サイゾー)には、予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約の問題や統計手法の公開性の問題に関する指摘があるのに対して、本件文章(AERA)にはその旨の指摘がないし、他方、本件文章(AERA)には、レコード会社が原告発行の雑誌に広告を買ったり原告の売上調査協力店においてCDを大量購入するなどの問題に関する指摘があるのに対して、本件コメント(サイゾー)にはその旨の指摘がなく、本件コメント(サイゾー)と本件文章(AERA)はその表現内容を異にする。

以上を要するに、本件コメント(サイゾー)と本件文章(AERA)が、原告の音楽ヒットチャートの信用性に疑義を提起する点において軌を一にするとしても、それ以外の点において共通性を見いだすことはできないの

である。一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、雑誌に掲載された複数の記事が同一人の手によるものであったとしても、その雑誌及びその掲載時期が異なれば、その記事による社会的評価の低下は別個に生じるものと見るべきであるし、上記説示のとおり、本件コメント（サイゾー）と本件文章（AERA）は、その内容、態様も異なるのであるから、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損と本件文章（AERA）による名誉毀損を一連かつ単一の不法行為と評価することはできず、両者はそれぞれ別個の訴訟物を構成するものと解するのが相当である。

そして、その場合、原告は、本件文章（AERA）による名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償請求権を独立の訴訟物とするものではないから、以下では、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損について検討する（なお、本件文章（AERA）による名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償請求権は既にその消滅時効期間が満了している。）。

つまり、原判決は、次の4点にわたる比較を行って、両者が別個の訴訟物であるとの判断を行っているのである。

- ① 媒体（「サイゾー」と「アエラ」）、
- ② 発行時期、
- ③ 行為態様、
- ④ 表現内容の4点である。

ところで、原判決の行ったこのような比較は、特に、その表現内容を比較すれば、本件コメントについて、被告本人が述べたものかどうかについて、大きな疑問が生じるのが、合理的である。

すなわち、原判決の言うように、「本件コメント（サイゾー）には、予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約の問題や統計手法の公開性の問題に関する指摘があるのに対して、本件文章（AERA）にはその旨の指摘がないし、他方、本件文章（AERA）には、レコード会社が原告発行の雑誌に広告を買ったり原告の売上調査協力店においてCDを大量購入するなどの問題に関する指摘があるのに対して、本件コメント（サイゾー）にはその旨の指摘がなく、本件コメント（サイゾー）と本件文章（AERA）はその表現内容を異にする。」ところ、合理的に考えれば、本件コメントについて、被告（控訴人）本人が述べたものではないと考えられるのである。

特に、前記本件文章（AERA、アエラ）の掲載後において、原告会社（オリコン株式会社）から、激しい「クレーム」（誹謗中傷である旨の抗議。しかし、事実を反する旨の主張はなかった。）を受けたことを知っている控訴人本人からすれば、十分な取材を尽くすことなく、原告会社に関するコメントを行うことなど、あり得ないことである。

第4に、被告（控訴人）が、かかるコメントをする必要性が全くないからである。

すなわち、被告（控訴人）は、訴外ジャニーズ事務所に関して、今まで、取材をしたこともなければ、記事を書いたこともなければ、取材を受けてコメントをしたこともないのである。つまり、被告（控訴人）と訴外ジャニーズ事務所とを結ぶ接点など、一切ないのである。

このような被告（控訴人）が、訴外ジャニーズ事務所に関する、しかも批判的な「コメント」や「発言」を行うことなど、あり得ないことである。

特に、被告（控訴人）が、いわゆるフリーランス（フリージャーナリスト）であることからすれば、自ら取材して記事を執筆したりコメントした経験や蓄積がない分野（対象）に関して、取材をしないまま、記事を書いたり、コメントをしたり、発言することなど、あり得ないことなのである。

第5に、原判決のあげる「FAX文書」（甲第5号証）について言えば、これによって、被告本人が、本件記事に記載されたコメントどおりの発言を行った、という事実認定することはできないからである。

すなわち、被告（控訴人）は、原告会社に対する「FAX文書」に関して、訴外「サイゾー」との関係を重視して、しかも、訴外「サイゾー」編集部のチェックが入ることを前提として、いわば「FAX文書」の原案を起案したに過ぎないのである。

特に、「第1の質問」である被告の発言の有無に関して、被告（控訴人）は、前述したように、本件コメントが被告の発言内容そのままを掲載したものであるという事実を強調することよりも、むしろ、本件記事の作成経過を説明しているに過ぎない。

ところが、本件「FAX文書」は、被告の予想を裏切り、訴外サイゾーのチェックを受けることなく、そのまま、原告会社に対して、送付されたのであった。つまり、被告（控訴人）は、「第1の質問」である被告の発言の有無に関して、本件コメントが被告の発言内容そのままを掲載したものである、という肯定内容の返答をしたものではないのである。

とすれば、原判決のように、本件「FAX文書」（甲第5号証）を理由として、被告本人が、自己のコメントである本件コメント（サイゾー）がそのままの形で本件記事（サイゾー）に掲載されることに同意していた、という事実認定することは誤りである。

(3) 控訴人の「故意」「過失」について

前述の通り、控訴人（被告）は、訴外小林稔和副編集長に対して、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていないし、また、控訴人（被告）が、訴外小林稔和副編集長に対して、本件記事に記載されている控訴人（被告）の「コメント」として、かかる「発言」をしていない以上、本件雑誌「サイゾー」の本件記事の中に、控訴人（被告）の「コメント」として、本件「コメント」を掲載することに、同意・了解・賛同していなかった。

このことは、法的には、本件記事に関して、控訴人には、「故意」または「過失」がないこととなる。

すなわち、前述の通り、本件は、第3類型として、発言者である控訴人の「発言」が、記事において「コメント」として明示されて記載されたものであり、いわゆる「顕名」(実名)のもとに、使用されたものである。

ところが、本件では、発言者である控訴人の明確な「了解」(同意、承諾)なくして、本件記事において「コメント」として掲載されたのであって、控訴人は、本件記事の「コメント」に対して、法的には、「故意」も「過失」もないのである。

というのは、いわゆる「過失責任」の原則からすれば、発言者である控訴人は、発言者である控訴人の「発言」が、本件記事において、控訴人の「コメント」として掲載されることに関して、全く「了解」(同意、承諾)していない以上、本件記事による名誉毀損等の事態の発生には、不注意などの落ち度は全くないからである。

第2 原判決の違法性2 (事実と論評との区別に関する誤り)

1 原判決の判断

原判決は、事実と論評の区別に関して、「ア 本件コメント(サイズ①)について」「イ 本件コメント(サイズ②)について」及び「ウ 本件コメント(サイズ③)について」について、それぞれ、判例理論である「一般読者の普通の注意と読み方を基準に」して、事実と論評との区別を論じている。

2 原判決の誤り

しかし、原判決は、事実と論評に関する判断を誤っている。

すなわち、最高裁平成16年7月15日判決は、次のように判示した。

「(1) 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される(最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照)。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての

域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。

上記のとおり、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかによって、名誉毀損に係る不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、当該表現がいずれの範ちゅうに属するかを判別することが必要となるが、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当である（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。そして、上記のような証親等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである。

(2) 上記の見地に立って検討するに、法的な見解の正当性それ自体は、証明の対象とはなり得ないものであり、法的な見解の表明が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項ということができないことは明らかであるから、法的な見解の表明は、事実を摘示するものではなく、意見ないし論評の表明の範ちゅうに属するものというべきである。また、前述のとおり、事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである。そして、裁判所が判決等により判断を示すことができる事項であるかどうかは、上記の判別に関係しないから、裁判所が具体的な紛争の解決のために当該法的な見解の正当性について公権的判断を示すことがあるからといって、そのことを理由に、法的な見解の表明が事実の摘示ないしそれに類するものに当たると解することはできない。

したがって、一般的に、法的な見解の表明には、その前提として、上記特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと解されるため事実の摘示を含むものというべき場合があることは否定し得ないが、法的な見解の表明それ自体は、それが判決等により裁判所が判断を示すことができる事項に係るものであっても、そのことを理由に事実を摘示するものとはいえず、意見ないし論評の表明に当たるものというべきである。

(3) 本件各表現は、Xが本件採録をしたこと、すなわち、XがY1に無

断でゴーマニズム宣言シリーズのカットをX著作に採録したという事実を前提として、Xがした本件採録が著作権侵害であり、違法であるとの法的な見解を表明するものであり、上記説示したところによれば、上記法的な見解の表明が意見ないし論評の表明に当たることは明らかである。

そして、前記の事実関係によれば、本件各表現が、公共の利害に関する事実に係るものであり、その目的が専ら公益を図ることにあつて、しかも、本件各表現の前提となる上記の事実は真実であるというべきである。また、本件各表現がXに対する人身攻撃に及ぶものとまではいえないこと、本件漫画においては、Xの主張を正確に引用した上で、本件採録の違法性の有無が裁判所において判断されるべき問題である旨を記載していること、他方、Xは、Y1をX著作中で厳しく批判しており、その中には、Y1をひぼうし、やゆするような表現が多数見られることなどの諸点に照らすと、Y1がした本件各表現は、X著作中のXの意見に対する反論等として、意見ないし論評の域を逸脱したものということとはできない。」

そして、「法的な見解の正当性それ自体は、証明の対象とはなり得ないのであり、法的な見解の表明が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項ということができないことは明らかである。また、前述のとおり、事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである。裁判所が判決等により判断を示すことができる事項であるかどうかは、上記の判別に関係しないから、裁判所が具体的な紛争の解決のために当該法的な見解の正当性について公権的判断を示すことがあるからといって、そのことを理由に、法的な見解の表明が事実の摘示ないしそれに類するものに当たると解することはできない。法的な見解の表明は、物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議の範ちゅうに含まれており、名誉毀損の成否との関係で、法的な見解の表明に限り、裁判所が判決等により判断を示すことができる事項に係るものであることを理由に、そのような判断ができない他の分野（政治、文学、宗教、芸術等）における見解の表明と別異に取り扱うべき理由はないと思われる。原審の判断によると、裁判所の判断を待たずに、他人の行為が違法であると法的な見解を表明する自由は認められないという不当な結論になってしまうであろう。

したがって、法的な見解の表明には、その前提として、上記特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと解されるため事実の摘示を含むものというべき場合があることは否定し得ないが（この点では、他の分野にお

ける見解の表明と異なるところはない。)、法的な見解の表明それ自体は、それが判決等により裁判所が判断を示すことができる事項に係るものであって、それを理由に事実を摘示するものとはいえず、意見ないし論評の表明に当たるものというべきである。」(中村也寸志、最高裁判例解説民事篇、平成16年度(下)、490頁以下)

このような観点から、本件コメントを判断すれば、原判決の誤りは、明らかである。

(1) 本件コメント(サイゾー①)について

原判決は、本件コメント(サイゾー①)が、「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」との事実を摘示するものとする。

確かに、原判決の言うように、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件コメント(サイゾー①)は、カラ予約が入っていることを断定的に述べたものではなく、カラ予約が入っている可能性が高いことを述べたものに過ぎないというべきである。

ところが、原判決は、「可能性が高いこと」は、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項にあたるから、論評ではなく、事実というべきである。とする。

しかし、原判決のかかる判断は、誤りである。

ここで言う「可能性が高いこと」の指摘は、前記最高裁判決の基準によれば、事実の摘示ではなく、論評にすぎないのである。

すなわち、ここにおいて、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件コメント(サイゾー①)は、前述の通り、カラ予約が入っている可能性が高いことを述べたものに過ぎないのであり、これは、事実ではなく、評価・価値判断そのもの、つまり、論評である。

というのは、「可能性」云々ということがらは、事実ではなく、判断に属することだからである。つまり、かかる表現は、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものとは理解されないからである。「可能性が高い」かどうかは、まさに可能性の高さにかかわる関連する事実をもって判断するほかになく、その事実とは、すなわち、論評の前提となる事実にはほかならないのである。

可能性の高さは、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議なのである。

また、原判決は、「社会的評価の低下の有無」に関して、「一般読者の普通の注意と読み方で本件コメント(サイゾー①)を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートの売上枚数には予約だけ入れておいて後

で解約するカラ予約が入っている可能性が高いため、その統計学的な正確性、信用性が低いとの印象を受け、その印象は、本件コメント（サイズ①）そのものによってもたらされるものであり、本件コメント（サイズ①）は、本件記事（サイズ）の他の部分とは無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させる、とする。

しかし、原判決のかかる判断は、誤りである。

すなわち、一般読者の普通の注意と読み方で本件コメント（サイズ①）を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートの売上枚数には予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」ということを認識するだけであり、「その統計学的な正確性、信用性が低いとの印象を受け」るものではないのである。すなわち、カラ予約の枚数などについては言及していないため、カラ予約が入っている可能性があることを認識したとしても、それが直ちに、「統計学的な正確性、信用性が低い」との印象までも抱かせるものではない。原審は、本件コメントの前後の「地の文」に影響されて、誤った判断をしている。

このように、仮に本件コメント①が事実摘示にあたるとしても、原告会社の社会的評価を低下させるものではないのである。

(2) 本件コメント（サイズ②）について

原判決は、本件コメント（サイズ②）について、「オリコンの数字はレコード会社によってある程度操作が可能である」との事実を摘示するものであるとする。

確かに、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件コメント（サイズ②）は、レコード会社員の話の紹介という形式を用いているのであるから、レコード会社による操作について述べたものというべきである。

しかし、原判決は、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、「操作可能」というのは、何らかの可能性を述べたものではなく、「操作ができる」という事実を述べたものというべきであるとする。

しかし、原判決のかかる判断は、誤りである。

すなわち、本件コメント（サイズ②）は、「操作可能」という可能性を述べたものに過ぎないから、論評にあたるのである。

このことは、本件コメント（サイズ①）で述べたとおりである。

また、原判決は、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件コメント（サイズ②）の読者は、レコード会社員がそのように話していたとの事実を認識するのではなく、レコード会社員の話の内容そのもの（すなわち「オリコンの数字はある程度操作が可能である」との事実そのもの）を認識するというべきであるから、本件コメント（サイズ②）は、「オリコンの数字はある程度操作が可能である」との事実を摘示

したものというべきであるとする。

しかし、原判決のかかる判断は、誤りである。

すなわち、本件コメント（サイゾー②）は、「レコード会社員が『オリコンの数字はある程度操作が可能である』と言っていた」との事実を摘示したものに過ぎないのである。ここでも、原審は「地の文」で受けた影響を基にして、コメント部分を解釈していることは明白である。

さらに、原判決は、社会的評価の低下の有無に関して、一般読者の普通の注意と読み方で、本件コメント（サイゾー②）を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートはレコード会社によって操作が可能であるためその信用性が低いとの印象を受け、その印象は、本件コメント（サイゾー②）そのものによってもたらされるものであり、本件コメント（サイゾー②）は、本件記事（サイゾー）の他の部分とは無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させるとする。

しかし、前述の通り、本件コメント（サイゾー②）が、「レコード会社員が『オリコンの数字はある程度操作が可能である』と言っていた」との事実を摘示したものに過ぎないのであるから、そのようなレコード会社員の話があったに過ぎない以上、それによって、原告会社の社会的評価が低下することはないのである。

原判決は、あまりにも抽象的な危険・おそれを過大評価している、と言うべきである。

このように考えれば、本件コメント②は、いずれにしても、原告会社の社会的評価を低下させるものではないのである。

(3) 本件コメント（サイゾー③）について

(ア) 本件コメント（サイゾー③）の読み方

原判決は、本件コメント（サイゾー③）に関して、「オリコンは不思議な団体である」との論評、「オリコンはその統計手法について『オリコン独自の統計手法だ』と言い張っている」との事実、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前であり、それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との論評をそれぞれ示すものである、とする。

確かに、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前である」との部分、「オリコンは不思議な団体である」との部分は、いずれも証拠等による証明になじまない批評や論議にあたるから、事実の摘示ではなく、論評というべきである。

また、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実摘示の部分は、「当該業界において同趣旨のチャートを公開している他社（すなわちサウンドスキャン）と比較して」述べられたものとはいえない。

さらに、本件コメント③（サイズー）の前提である「日本には長くオリコンしかヒットチャートが存在しなかったためその統計学的な正確さが過大評価されがちです」とのコメント部分を併せて読んでも、原告以外の音楽ヒットチャートが現在では存在するとの認識を抱くことはできないし、ましてやそれがサウンドスキャンであるとの認識を抱くことは到底できないのであるから、読者は、そのような同業他社（サウンドスキャン）との比較の趣旨を読み取ることができないというべきである。

また、原判決は、「統計手法をほとんど明らかにしないこと」は、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項にあたるから、論評ではなく、事実というべきであるとする。

しかし、原判決のかかる判断は、誤りである。

すなわち、原審において論じたように、本件コメント（サイズー③）は、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との論評を示したものである。

さらに、原判決は、社会的評価の低下の有無に関して、本件コメント（サイズー③）のうち、「オリコンは不思議な団体である」との論評及び「オリコンはその統計手法について『オリコン独自の統計手法だ』と言い張っている」との事実は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものではないとする。

原判決のかかる判断は、正当である。

また、原判決は、本件コメント（サイズー③）のうち、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実及び「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前であり、それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との論評は、前者の摘示事実を前提として後者の論評を示したものであるところ、一般読者の普通の注意と読み方でこのような前提事実及びそれに基づく論評を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートはその統計手法をほとんど明らかにしないため統計学的な信用性が低いとの印象を受け、その印象は、本件コメント（サイズー③）の上記部分（前提事実及びそれに基づく論評）そのものによってもたらされるものであり、本件コメント（サイズー③）の上記部分は、本件記事（サイズー）の他の部分とは無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させる、とする。

しかし、原判決のかかる判断は、誤りである。

すなわち、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実は、それだけでは、原告会社の社会的評価を低下させるものではない。

また、これを前提として、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前であり、それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との論評は、一般読者の普通の注意と読み方により、かかる前提事実及びそれに基づく論評を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートはその統計手法をほとんど明らかにしないため、統計学的な信用性が低いとの印象を受けることはないのである。

すなわち、ここでは、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前である」との指摘は、あくまでも、一般論であって、原告会社に関する指摘ではない。

しかも、原審において論じたように、それに続く「それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との論評は、同様に、一般論であって、原告会社に関する指摘でもないのである。

このように考えれば、本件コメント③は、いずれにしても、原告会社の社会的評価を低下させるものではないのである。

第3 原判決の違法性3（本訴、真実性及び相当性に関する判断の違法性）

1 高度な公共性に関する記事であること

本件の各コメントは、オリコンという日本で最も権威がある音楽ヒットチャートの信頼性に関するものである。オリコンは、一般にその順位は高い信頼性があるものとされており、音楽ファンをはじめとする消費者がCDなどを購入する際の指針としているものである。したがって、オリコンはその高い信頼性にかなうだけの調査方法を備えていなければならない。

もし、調査方法などに問題があるのであれば、その事実が一見些細なことであっても、消費動向をゆがめかねず、音楽ファンら多数の消費者の購買傾向に不当な影響を与えかねないものであり、事実として報道に値するというべきである。

したがって、本件各コメントの内容の真実性・相当性を判断するにあたっては、緩やかに解されるべきである。

しかし、原審は、オリコンの社会的責任及び本件各コメントの公共性を

軽視したためか、真実性・相当性の認定があまりに厳格であり、事案にかなうものとなっていない。まず、この点を指摘したい。米国では、公人に関する報道は現実の悪意がない限り、責任を負わないこととされているところである（現実の悪意の法理）。

この「現実の悪意の法理」は、判例上、表現の対象を「公人」と「私人」に区別して考える二分論から始まったが、現在では、「公人・私人」の二分論に加え、表現内容についても「公的関心事・私的関心事」に二分し、公人であり、かつ、公的関心事である場合には、名誉毀損訴訟の原告が被告の現実の悪意（虚偽であることを認識していたか、もしくは虚偽か否かを無謀にも無視して名誉毀損的虚偽表現がなされたこと）を立証しない限り、被告は損害賠償責任を負わないとされている。その根拠は、表現の自由が民主主義の過程を支えるものであり、市民の政治的選択に深く関わる公的関心事については広く伝えられる必要性があり、強く保護する枠組みを設けることで公的事項に関する批判を萎縮させないようにする必要があるからである。

もちろん、この法理を直ちに日本において適用できるかどうかについては議論が分かれるところであろうが、ひとたび公益性・公共性の要件を満たした場合、公人の公的関心事についての表現活動と私人の私的関心事についての表現活動を同様の枠組みで判断する我が国の判例法理にも問題があることは明白である。上記のとおり、公人の公的関心事に関する表現活動は社会的に広く伝えられるべきであり、そのような表現活動を保障すべき要請は「私人の私的関心事」、「私人の公的関心事」、「公人の私的関心事」に関する表現を保障すべき要請よりも高いのは明白だからである。

残る問題は、いかにすればそのような要請にかなう枠組みを設けうるかであるが、①真実性・相当性の立証責任を転換すること、そうではなくとも、②真実性・相当性の判断枠組みにおいて、公人性や公的関心事性を有する場合には、その公人性及び公的関心事性の程度に応じて、証明の程度を緩やかに介することによって現実的な判断をすることは優に可能である。

よって、本件でも、上述した①もしくは②で述べた真実性・相当性の判断枠組みで公人性・公的関心事性を考慮した判断をなすべきである。

2 代理人作成報告書（乙6、7）が真実性の根拠となること

(1) 原審は、真実性の判断において、不当な判断をしているが、その典型例が、代理人が作成した報告書（乙6、7）に関する認定である。

まず、原審は、上記報告書について信用性がないとしているが、複数の弁護士名で作成した報告書について何らの反証もないままに、信用性がないと判断することが理解しがたい。この点、原審を強く批判したい。

ただし、そうではあるが、念のため、上記報告書の信用性については、

以下のとおり、新たな証拠をもって補充する。

上記報告書のうち乙6に記載された聴取事項は、乙22の1（原審弁護団の調査の際の録音）の内容に沿ったものであり、かつ、聴取したレコード店の特定は、乙23（控訴人代理人作成報告書）のとおりである。したがって、乙6の信用性にはまったく問題がない。なお、乙23（会話の録音）は、乙6を聴取するにあたって控訴人が同行しており、控訴人が録音したものである。

また、上記報告書のうち乙7については、控訴人が同行しておらず、録音したものを控訴人は所持していないが、乙6を作成した弁護士と同一人物が乙7の聴取に関与しており、乙7についても信用性は極めて高い。

(2) 次に、原審は、信用性の点を措くとしても、上記報告書が真実性の根拠にはならないと判示しているが、これはまったく不合理な判断であるというほかない。

ア まず、本件コメント（サイズ①）の摘示事実（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」との事実）の前半部分（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。」）については、上記報告書によって十分に真実性は立証されている。

なぜなら、上記報告書（乙6、乙7）はCDショップ全5店を調査しているところ、A店だけは、予約枚数をオリコンのカウントに入っていないと回答しているが、ほかの4店、すなわち、「予約が入り、取り置きしている分については、まだ入金がされていなくても、売り上げとしてカウントしている。オリコンへ報告する売上枚数の中にも、予約分が含まれている」というB店、「予約については、原則として、売上としてカウントすることはないが、前金として入金があったものについては、商品引渡前の段階でも、売上としてカウントすることがある。その場合、オリコンへ報告する売上枚数の中にも、商品引渡前の予約分が含まれることになる」というC店、「発売前に予約された商品については、内金が支払われているものに限って、売上に計上してオリコンに報告している」というD店、「発売前に予約された商品については、原則として全額入金してもらっているが、よく知っているお客さんの場合には、全額入金してもらわなくても、予約を受け付けている。予約された商品の枚数は、発売1週目で引き取りに来ていないものであっても、売上としてカウントして、オリコンに報告している」というE店は、いずれも予約枚数をカウントに入れることがある旨回答しているからである。

したがって、「オリコンは予約枚数もカウントに入っている」という摘示事実が真実であることは間違いない。

イ 次に、本件コメント（サイズ②）の摘示事実（「オリコンの数字はある程度操作が可能である」との事実）についても、上記報告書によって真実性が立証されている。

なぜなら、A店は「『オリコンのランクを上げたいから』という理由で、プロダクションが、同一商品の大量購入をしていくことは、よくある。プロダクションは、大量購入した商品を、イベントで販売するなどしているようだ。この場合は、実際に入金があるので、当然、売上げとして集計し、オリコンへ報告する売上枚数の中にも含まれてくる」、B店は「商品のまとめ買いも、よくある」、C店は「頼まれて、本来、11位の商品について、10位として報告するころ（ママ）もある」と述べており、オリコンの数字が操作可能なものであることは明白だからである。

3 そのほかの摘示事実についての真実性・相当性について

(1) また、本件コメント（サイズ③）の摘示事実（「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実）については、被控訴人は自らの主張によって自認しているといえる。

なぜなら、被控訴人の主張によっても、被控訴人が明らかにしている調査に関する情報は、調査協力店舗数及び店名だけであったところ（甲8参照）、それだけでは統計の信頼性を評価できる情報とは到底言えないからである。例えば、①「全店調査なのか、一部抽出調査なのか」、②「抽出調査の場合の抽出方法」、③「回答率」や「回答のうち有効回答数」などの情報が開示されることによってはじめて信頼性を評価する。

このことは、総務省統計局のウェブサイトで公開されている「高校生が学ぶ“統計”講座」（乙24）において、

「統計調査はどのように進めたらよいか？」の項目に「全数調査と標本調査」の違いについて説明してあること＝①＝（乙24の3）、

「データを集めよう」の項目の最初に「信頼性のある標本調査をどのように行うか？」という説明があり、そのうちの「標本抽出」の項目で「標本調査では、母集団から偏りのないように標本を取り出す工夫と調査結果の精度を保証する必要があります。このため、標本調査には、調査結果の精度を保証し、正確な標本を選び出す標本抽出法（サンプリング；sampling method）が用意されています。この標本抽出法は、どのようにすれば標本のみから全体を知ることができるか、それが信頼性、客観性を持つためには、いかなる処理が行われるべきかの方法を提供してくれるものです。母集団の特徴を調べるために、母集団から標本を取り出し、分析しますが、その際、標本は母集団の縮図になるように、何

の作為もなく選び出す必要があります」と記載してあること＝②＝（乙24の4）、

「全数調査、標本調査の長所と短所」の項目に、「標本調査は（中略）全体を調査しないことによる誤差（標本誤差）が生じるため、母集団に対する推定結果は十分注意して解釈する必要があります」と記載してあること＝③＝（乙24の4）

から明らかである。

したがって、控訴人が原審でも主張したとおり、売上チャートにおける統計手法とは、調査対象の各店舗からいかなるデータを収集し（上記①及び②）、それらについてどのような係数を掛けて順位を算出するか（上記③）が最も重要な情報である。例えば、人口の多い都市の店舗と人口の少ない地方の店舗の割合によって順位が変わる可能性がある。また、1位から100位までの売上チャートを作成するにあたって、各店舗から1位から10位までの順位と売上数を報告させるのか、それとも、各店舗から1位から100位までの順位と売上数を報告させるのか、それとも、各店舗ごとに報告情報が違うのか（ある店は10位まで、別の店は30位まで、さらに別の店は100位まで、それぞれ報告させるなど）によって、売上チャートの正確性、信頼性は、異なってくる。さらに、全体の売上数と順位を算出するために、集計した一部の店舗の売上について乗じる係数も正確性、信頼性の鍵を握っている。係数自体は公表できなくとも、係数を決定するための要素などを明らかにすることで、その係数の信頼性を公表することは可能である。

そもそも、原審代理人作成の報告書（乙6、7）によれば、A店は「洋楽、Jポップ等のジャンルを分けず、通して1位から30位までの売上げ枚数を報告している」、B店は「口頭で、演歌のみ1位から10位までの売上枚数を回答している」、C店は、ロックの1位から10位までの売上枚数を、メールの本文の中で、報告している」、D店は「シングル及びアルバムについて、それぞれ売上の多い順に1位から20位までの商品につき、『枚数』、『タイトル』、『アーティスト名』及び『品番』の欄に記入してFAXで送信する」、E店は、「1位から20位か30位くらいまでを報告している。売上枚数が1枚や2枚の場合には、順位に差が出ないため、あまり意味がないと考えているので、切りのよいところまでで適当に切って報告している」などと、集計内容は店舗ごとにまったく異なる。

したがって、オリコンの統計手法においては、調査協力店舗がどのような情報を出しているか、なぜそのように決めているのかという情報が極めて重要な要素であることが裏付けられた。

以上のとおり、調査協力店舗数などが公表されるだけでは売上チャートの信頼性を確認することはできないのであるから、被控訴人が「その

統計手法をほとんど明らかにしない」ことは真実である。

この点、原審は、【原告は、自ら発行する雑誌（「ORIGINAL CONFIDENCE」・2003年7月7日号）誌上において、「調査協力店一覧」「POSデイリーデータ&FAXデータ提供店」「オリコンチャートは下記ショップのデータ提供に基づき集計されています」との記載の下に、原告の売上調査協力店の名称（ただし全部ではない。）及び合計数を公開していたことが認められる。したがって、原告は、その音楽ヒットチャートの統計手法の内容として、少なくとも、売上調査協力店の全てではないにしろ相当数の店を明らかにし、かつ、全国の売上調査協力店からPOSデイリーデータ及びFAXデータを集計するという統計手法を採用していることを明らかにしていたことが認められる。】と判示したが、「売上調査協力店の名称及び合計数」、「POSデイリーデータ及びFAXデータを集計する」というだけでは、「統計手法をほとんど明らかにしない」と摘示されても仕方ない。原審は統計に関する知識をまったく欠いたまま判決を下しており、不当そのものというほかない。

- (2) 最後に、本件コメント（サイズ①）の摘示事実（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」との事実）の後半部分（「予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」）については、この「カラ予約が入っている可能性が高い」という表現は、前述したとおり、論評であり、前提事実は、カラ予約が入っている可能性が高いことを裏付ける事実である。

したがって、摘示事実の真実性及び相当性の対象となるのは、「カラ予約が入っている」という事実そのものではなく、カラ予約が入っている可能性が高いことを裏付ける事実である。具体的には、A：レコード店が予約もカウントしていること、B：レコード店がプロダクションなどによる大量購入があってもそれをカウントから排除するような指示を被控訴人から受けていないことが立証されれば、カラ予約を行う余地はあることが立証できるのであるから、それ（上記A及びB）で真実性及び相当性の立証は、十分である。そして、本件においては、レコード店に対する調査で、上記A及びBの事実については立証されている。

したがって、本件コメント（サイズ①）の摘示部分のうち、「予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」についても真実性が認められる。

なお、仮に、「カラ予約が入っている可能性が高い」という表現が論評ではなく、摘示事実だと認定されたとしても、上記A及びBが立証できれば、「可能性が高い」ことは立証できるので、上記と同様に真実性

が認められる。

さらに、控訴人は、カラ予約が事実であることも取材しているので、この点、陳述書などで別途主張立証する予定である。

また、この摘示事実については、控訴人が責任を負わないことは、控訴人自身が作成した記事である甲2号証に、この部分の記述がないことから明らかである。控訴人はこの事実について積極的に公にする意思はまったくなかったのである。

4 公正な論評であること

本件コメント(サイゾー③)のうち、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前であり、それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との部分は、その前提事実(「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実)とあいまって原告の社会的評価を低下させる論評にあたるが、上記前提事実は、上記のとおり真実であることが明白である。

したがって、上記論評は、公正な論評といえる。

第4 原判決の違法性4(本訴、情報提供者の責任に関する判例の違法性)

1 原判決の判断

原判決は、取材に応じたことと他人の社会的評価の低下との相当因果関係について、「出版社からの取材に応じた者のコメント内容がそのままの形で記事として掲載された場合であっても、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、原則として、相当因果関係がないものと解するのが相当である」としたうえで、「しかし、出版社からの取材に応じた者が、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることに同意していた場合、又は、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて当該出版社に対してコメントを提供した場合は、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、例外的に、相当因果関係があるものと解するのが相当である。」としたうえ、控訴人は本件コメント(サイゾー)について、コメント内容がそのままの形で記事(サイゾー)として掲載されることに同意していたとして、相当因果関係を認めた。

2 原判決の定立した規範が誤っていること

しかし、原判決が定立した上記規範は、誤りである(なお、事実関係と

して、控訴人が本件コメント（サイゾー）について、コメント内容がそのままの形で記事（サイゾー）として掲載されることに同意していたとは言えないことはすでに述べたとおりである。）。ただし、上記規範について検討する前提として、「コメント」という用語について確認しておきたい。「コメント」とは、ある媒体で引用された内容をいい、取材の際に話した内容全体を指すものではない。この点を明確にしておかないと、取材で話したこととコメントとして引用することを許したことの区別ができなくなってしまふからである。この定義を踏まえ、上記規範の誤りについて述べる。

そもそも、取材に応じたことと他人の社会的評価の低下との相当因果関係が原則として否定されるのは、原判決も認めるとおり、「雑誌記事の編集権は当該雑誌の出版社にあり、出版社は、その責任と権限において、種々の取材を行った上、事実を取捨選択して記事の内容を構成し、これを雑誌に掲載する一方、不特定多数の読者に頒布される雑誌の出版社は、その雑誌記事の作成にあたり、特定の取材源からの情報を鵜呑みにすることなく、可能な限り取材を尽くして、その記事の正確性の確保に努める義務を負うため、一般に、出版社からの取材に応じた者は、出版社が独自の裏付け取材や編集作業を行った上で記事を掲載するものとするのが通常であって、自己のコメント内容（控訴人代理人注：取材に応じて話した内容）がそのままの形で記事として掲載されることは予見していないのが通常である」からである。

そうだとするならば、相当因果関係が認められる場合に必要となる「自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることに関する同意」は、①取材を受けた時点で必要になるうえ、②自己のコメントがいかなる記事で使用されるかまで認識したうえでの同意が必要になると解すべきである。

なぜなら、①については、そもそも、取材に応じた者は積極的に自分のコメントを社会に発表しようとしていたのではないため自ら話した内容を詳細に覚えているわけではないため後にコメントとして使用する内容について確認をされても適切な判断ができるとは限らないうえ、締め切り間際などの切迫した状況でコメント内容について確認するよう求められたような場合には自己の真意に基づく判断ができない可能性が大きいからである。また、②については、上記のとおり、取材に応じた者は積極的に自分のコメントを社会に発表しようとしていたのではなく、取材時に説明された記事においてコメントを利用することを許しているに過ぎず、説明された記事と異なる趣旨の記事に自分のコメントが利用されるような場合にまで相当因果関係を認めることはあまりに酷であるからである。

したがって、相当因果関係は、「出版社からの取材に応じた者が、取材を受ける際に自己の発言内容のうち一部もしくは全部がそのままコメントの形で取材の際に説明された趣旨の記事において掲載されることに同意

していた場合、又は、自己の発言内容のうち一部もしくは全部がそのままの形で説明された趣旨の記事においてコメントとして掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて当該出版社に対してコメントを提供し、そのコメントが取材に説明された趣旨の記事においてそのまま掲載された場合」に限って認められるべきである。

3 あてはめ

本件においては、控訴人は、取材に応じた時点では、本件のようなジャニーズ批判の記事において自らの発言が使用されるとは認識していなかったうえ、自分の発言が「コメント」として使用されることも許諾していなかったのであるから、相当因果関係が認められないのは明白である。

第5 反訴請求原因1（違法提訴）について

1 原判決の判断

原判決は、被控訴人の原審における提訴行為が不法行為を構成するとの控訴人主張に対し、次の理由から提訴行為を違法と評価することができないとする。

- ①不法行為者が複数いる場合にその全員に対して提訴をすべき義務を負うわけではないことから、控訴人に対してのみ訴訟を提起したことを違法と評価できない。
- ②5000万円という提訴における額についても、一般に名誉毀損訴訟においては損害額を高額に設定し、認容額と差が出ることも希ではないから、違法ではない。
- ③被控訴人の名誉毀損の主張には、法律上及び事実上の根拠があるから、違法と評価することはできない。
- ④訴訟を提起する者がそれに先立つ事前交渉を行う義務を負担することはなく、また対抗言論の手段を持つ者が訴訟提起の手段を自粛する義務を負うわけではない。よって、事前交渉や対抗言論をせずに本訴を提起しても違法ではない。

しかし、これらの判断のうち、③については前提となる事実認定に誤認

があり、またその他の理由については法的評価に明らかな誤りがある。なお、特に①④の判示について、原審における控訴人の主張を誤解したものであると思われるので、控訴人の主張を整理した上で、原審の判断の誤りを指摘することとする。

2 不当提訴が違法となる要件と控訴人の主張

(1) 原審による控訴人主張の誤解

控訴人は前審において、本件雑誌の発行者に対して訴訟を提起しなかったことや、事前交渉がなかったこと、対抗言論の手段を用いなかったこと等を主張したのに対し、前述のとおり原審はこれらについて「そのような義務はない」という理由で排斥している。

しかし、控訴人は、これらの事実を違法性を根拠づける事実として個別に主張するものではなく、被控訴人の提訴が民事訴訟の目的を逸脱した目的のもとに行われたものであることを示す間接事実として主張するものである。

前項に示した控訴人の主張は、いずれも不当提訴が違法となる場合についての、判例が示した要件に従った主張であるので、以下に整理しておく。

(2) 最高裁判決が示す要件

国民には憲法上裁判を受ける権利が保障されており、誰もが裁判を提起することができる一方、提訴されたものは経済的・精神的な意味での応訴の煩を強いられることから、一定の場合には提訴行為も不法行為と評価される。その要件については、最判昭和63年1月26日が次のように判示するところである。

「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（以下「権利等」という。）が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを

知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。けだし、訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の事實的、法律的根拠につき、高度の調査、検討が要請されるものと解するならば、裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となり妥当でないからである。」

すなわち、上記判例は、「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる」場合に提訴が違法となるという要件を定めたものである。また、その一例として、客観面において当事者の主張した権利等が、「事實的、法律的根拠を欠くものである」うえ、主観面においても、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したような場合には、上記要件を充たすことを判示している。

(3) 控訴人の主張

控訴人は、前記の要件に従えば、被控訴人の提訴行為が違法であると評価されると主張するものであるが、その根拠は次のとおりである。

すなわち、第一に、被控訴人の原審における、名誉棄損についての事実上の主張、及び法律上の主張が根拠を欠くものであり、また被控訴人はこの点を容易に知りえたと言える(控訴人の主張1)。すなわち、本件は、前記最高裁判例が例示した場合に該当するものである。

第二に、名誉棄損についての被控訴人の主張に根拠があり、あるいは根拠がないことを容易に知りえたと言えない仮定したとしても、5000万円もの巨額の請求に法律的根拠がないことは、控訴人において熟知していたものである。すなわち、かかる認容額を相当程度超過する部分の請求については、前記最高裁判例が例示する場合に該当するものと言える(控訴人の主張2)。

第三に、主観面においても、被控訴人の提訴は、正当な批判に対する報復と脅しという、法的手続を通じた紛争の解決という本来の民事訴訟の目的を逸脱した目的のもとに行われたものであり、違法である（控訴人の主張3）。

3 原審の誤りについて

(1) 控訴人の主張1について

原審は被控訴人の名誉毀損の主張には、法律上及び事実上の根拠があるとして（前記③）、控訴人の主張を排斥している。

しかし、既に本書面において反論しているとおり、被控訴人の主張に法律上及び事実上の根拠は存在しない。本件雑誌サイゾーに掲載された控訴人の言とされる部分は、そもそも控訴人の意図と異なる形に編集されたものである。また、控訴人が本件雑誌記者に話した内容は、被控訴人の社会的評価を低下させるものではないし、また違法性もない。

被控訴人は、容易に行えるにも関わらず控訴人の言を確認することもなく、また控訴人の言が正当であることを熟知しながら本訴提起に及んだものである。

(2) 控訴人の主張2について

この点については、原審は、名誉毀損訴訟においては損害額が高額に設定されることも多いから違法ではないとする（前記②）。

しかし、名誉毀損訴訟であるからといって、請求原因事実と比して不当に高額な訴訟を提起することが許される理由はない。確かに、名誉毀損訴訟においては、不当に高額な訴額を設定し、言論を抑圧しようとする訴訟がまま見られるが、かかる不当な高額訴訟を裁判所が追認するようなことはあってはならない。

特に本件では、被控訴人が主張する本件雑誌における名誉毀損行為の内容は極めて軽微であり、発行媒体である本件雑誌の発行部数など

も考慮すれば、損害額が5000万円もの高額とはなり得ないことは自明である。この点、被控訴人は原審では既に時効が成立している「AERA」掲載記事による名誉毀損による損害も「一連かつ単一の不法行為であって、同一の訴訟物を構成する」などとして主張するが、当該記事掲載行為が本件雑誌に関する表現行為と別個の行為であることは自明であり、被控訴人のかかる主張が法律上の根拠を欠くものであることは、被控訴人及び被控訴人代理人において十分に熟知していたはずである。被控訴人がかかる不可解な請求を行った理由は、控訴人が報道機関である朝日新聞社に在籍していた当時の表現行為に対する恨みを、フリーの記者になり報道機関の後ろ盾がなくなった後に晴らそうという不当な目的の基づくものであると考えられる。

なお、米国では言論を抑圧することを目的とした訴訟をSLAPP（“Strategic Lawsuit Against Public Participation” 公共の言論を妨害する戦略的訴訟）と呼び、これを禁じる法律が各州で制定されているほか、欧米諸国でも同様の動きが見られる。かかる事実からも分かるとおり、表現者に過大な重圧を与えることによる言論弾圧を目的とした本件のような訴訟については、比較法的に見てもその不当性が認められているものである。

(3) 控訴人の主張3について

既に述べたとおり、控訴人は、本件訴訟が批判に対する報復と脅しにより、正当な表現行為を抑圧する目的で提起された訴訟であり、本来の民事訴訟の目的を逸脱し違法であると主張するものである。

その根拠は、以下のとおりである。

ア 訴額が不当に高額であること。

前述したとおり、本件訴訟において被控訴人が設定した訴額5000万円は、被控訴人が主張する名誉毀損行為の内容等と比して著しく高額である。

従前の名誉毀損訴訟における認容額と照らし合わせてみれば、かかる損害額が認容されないことは被控訴人自身も熟知していたものと言える。そのような中で、高額な訴訟をあえて提起した理由は、控訴人に対して不当な心理的圧力、及び弁護士費用等の現実的な負担を与えて、言論を抑圧しようとしたものであることは明白である。イ 法的根拠がないことを知りながら、AERAにおける名誉毀損も損害として主張していること

既に述べたとおり、被控訴人は「一連かつ単一の不法行為であって、同一の訴訟物を構成する」という明らかに法的根拠に欠ける構成の下、既に時効の成立した「AERA」掲載記事による名誉毀損をも本件における損害として主張している。

かかる行為は、被控訴人において、本件雑誌による名誉毀損についての紛争解決を逸脱し、控訴人個人に対しての根拠のない報復・言論弾圧を目的として本訴を提起したことを示す間接事実といえる。ウ 出版社ではなくコメントを付した者に対してのみ訴訟を提起していること。

被控訴人は、本件雑誌における直接の表現行為者が訴外株式会社インフォバーンであったにも関わらず、控訴人のみを標的として本訴を提起している。

無論、原審が述べるとおり、複数の不法行為者全員に提訴すべき義務がないことは当然であるが、かかる行為は被控訴人の目的が損害の正当な回復になかったことを示す間接事実と言える。

即ち、被控訴人の目的が真に損害の回復であるならば、資力を当てにできる訴外株式会社インフォバーンを除外して、個人である控訴人のみを提訴の対象とする理由は全くない。控訴人のみを標的とした理由は、控訴人に対する従前の怨恨と、個人である控訴人のみを訴えることにより心理的・経済的負担を与えることを目的とした

ものと考えられる。なお、本訴訟提起前後、訴外インフォバーンが被控訴人の統計の信頼性を否定する記事を掲載しているが（乙18～21）、これに対しても被控訴人は何らの対応もしておらず、かかる事実も被控訴人の不当な目的を推認するものと言える。

以上のとおり、控訴人は上記事実を不当な目的の間接事実の一つとして主張するものであるから、そのような義務があるか否かという個別の検討により控訴人の主張を排斥する原審の判断は失当である。

エ 事前確認・事前交渉がほとんどないままに提訴していること。

本件雑誌の掲載記事は、控訴人の言を伝聞した体裁で記載されている。よって、当該掲載記事に記載された控訴人の言は、編集者により編集がなされており、実際にいかなる発言をしたのかについては被控訴人の知りうるどころではなかったのである。

従って、被控訴人が真に名誉の回復を意図したのであれば、控訴人や訴外インフォバーンに対する事情聴取などを経て事実を確認するか、少なくとも訴外インフォバーンに対しても訴訟を提起して真実を解明するのが当然であると思われる。

にもかかわらず、被控訴人はこれらの内容を確認することなく訴外株式会社インフォバーンを除外して本訴を提起した理由は、被控訴人が控訴人に対する報復・言論抑圧を目的としていたことを如実に指名している。

オ 対抗言論の手段を用いないまま提訴に至っていること。

原審においても述べているとおり、被控訴人は大企業であり、雑誌等による批判に対して反論を行う手段を十分に有していたものであって、真に名誉毀損に対して名誉回復を求めるのであれば、まずはかかる手段を講じるのが当然であると思われる。

にもかかわらず、これらの手順を踏まずに控訴人に対する提訴を

いきなり行ってきたこと、及び提訴後には控訴人を個人攻撃する主張を自社ホームページに掲載していることは、被控訴人が控訴人に対する私怨と言論弾圧を目的として本訴に及んだことを推認する事実であるといえる。

第6 反訴請求原因2（名誉毀損）について

1 原審の判断

原審は、被控訴人のHP掲載による表現行為が名誉毀損に当たるとの控訴人主張に対し、当該行為が「被告が、明らかな事実誤認に基づいて、ジャーナリズムの名の下に、基本的な事実確認も行わず、原告の統計手法に向けられた根拠なき中傷を、長年に亘って続けた」との事実を摘示したものと認定する。その上で、原審は、被控訴人が名誉毀損訴訟を提起した中での表現行為であるから、「読者は…原告の一方的な主張に過ぎないものであることを認識する」ので、本件文章は控訴人の社会的評価を低下させるものではないと論じる。

しかし、かかる原審の判断は次のとおり妥当ではない。

2 控訴人の主張

原審の判決は、民事訴訟提起中であることを示した上でなした言論は、当事者の一方的な主張であることが明らかであるから、原則として相手方の社会的評価を低下させるものではないとの結論を導くものである。

しかし、そもそも全ての言論は当事者の一方的な主張なのであるから、これをもって社会的評価の低下がないとするのは明らかに失当である。民事訴訟に関する事実について、社会的評価を低下させない場合があるとするれば、第三者が公平に両当事者の主張を掲げ、当事者間に争いがあるどちらが真実であるかは分からないとの立場から表現した場合などが挙げられるであろうが（その場合でも名誉毀損性はあり違法性が阻却される場合の方が通常であると考えられる）、通常は民事訴訟に関する事実であることが名誉毀損性を否定することはない。原審の論理からすると、同じ表現行為

をしても、民事訴訟を提起していることさえ記載すれば名誉毀損性が認められないことになるが、これは明らかに不当である。

本件においては、大企業である被控訴人が、訴訟当事者が相手方当事者の主張に配慮することなくその一方的な意見に基づく事実摘示を上記のとおり行ったのであり、かかる事実摘示からすれば、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、控訴人において「明らかな事実誤認に基づいて、ジャーナリズムの名の下に、基本的な事実確認も行わず、原告の統計手法に向けられた根拠なき中傷を、長年に亘って続けた」か、少なくともその疑いがあると認識するものと言え、控訴人の社会的評価が低下することは明白である。

なお、被控訴人のHP掲載の目的は、既に述べたとおり本訴の提起と同様に控訴人に対する報復と不当な言論弾圧を目的とするものであり公益目的はない。また、控訴人が、基本的な事実確認も行わず、長年に亘って事実誤認に基づいた中傷を行ってきた事実の真実性、或いは真実と信じるについての相当の理由に関しては、原審において全く立証されておらずその不存在は明白である。

よって、控訴人は、反訴部分についての原判決の取消と、控訴の趣旨記載のとおり判決を求めるものである。

以 上

平成20年(ネ)第2839号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 烏賀陽弘道

被控訴人 オリコン株式会社

証拠申出書

東京高等裁判所

第16民事部 口係御中

2008年(平成20年)9月12日

控訴人は、本件に関して、下記の通り、証拠の申出を行う。

前記控訴人訴訟代理人

弁護士 飯田正

弁護士 小川

弁護士 日隅一



言記

はじめに

控訴人は、原判決の違法性に関して、具体的な主張として、「控訴理由書」を既に提出しているが、その主張を立証するため、本「証拠申出書」記載の当事者尋問及び証人尋問を実施するよう、申し出る。

第1 人証の表示

1

うがや ひろ みち

控訴人本人 烏賀陽弘道

(同行、尋問予定時間=90分)

2 証すべき事実

鳥賀陽弘道は、本件における控訴人本人であるところ、控訴人本人を尋問することにより、次の事実を立証する。

- (1) 控訴人本人は、本件記事記載の内容を「コメント」として発言していないこと
- (2) 被控訴人（原告）に対する通知書（甲第5号証）には控訴人本人の主張が十分に記載されていないこと
- (3) （仮に控訴人が本件記事記載の内容を「コメント」として発言していたと認定された場合に備え）本件記事記載の内容には、いわゆる「真実性」「相当性」が認められること
- (4) 本件訴訟は、いわゆる「SLAPP」として、違法な提訴であること
- (5) 本件原判決には、報道機関等のマスコミ関係者が重大な関心を寄せていて、控訴人に対して大きな反響が寄せられていること
- (6) その他本件に関連する一切の事実

3 尋問事項

別紙「尋問事項書」記載の通り

4 控訴審における控訴人本人鳥賀陽弘道の本人尋問の必要性

控訴人本人鳥賀陽弘道は、既に、第一審において、被告本人として尋問を行っているが、第一審段階においては、今回控訴人が主張する「本件記事の作成過程における控訴人本人と訴外小林稔和とのやりとり」「原告に対する通知書の作成過程における控訴人本人と訴外小林稔和とのやりとり」等に関する具体的事実を必ずしも十分に主張していなかったため、その点に関する尋問が必ずしも十分に行われていないので、控訴審においては、「控訴人本人は、本件記事記載の内容を「コメント」として発言していないこと」及び「原告に対する通知書には控訴人本人のかかる主張が十分に記載されていないこと」に関する具体的事実の立証として、その控訴人本人尋問は、必要不可欠である。

第2 人証の表示

1 〒166-8126

東京都杉並区阿佐谷南三丁目13番16号

こ ばやし とし かず
証 人 小 林 稔 和
(呼出し、尋問予定時間=60分)

2 証すべき事実

小林稔和証人は、本件において、雑誌「サイゾー」の副編集長であった者であり、控訴人本人に対して、いわゆる「電話取材」を行った者であるところ、同証人を尋問することにより、次の事実を立証する。

- (1) 訴外小林稔和は、控訴人本人に対して、いわゆる「電話取材」を行って、本件記事を作成したところ、控訴人本人は、本件記事記載の内容を「コメント」として発言していないこと
- (2) 控訴人本人は、訴外小林稔和と協議して、被控訴人（原告）に対する通知書（甲第5号証）を作成したところ、前記「通知書」には控訴人本人の主張が十分に記載されていないこと
- (3) その他本件に関連する一切の事実

3 尋問事項

別紙「尋問事項書」記載の通り

第3 人証の表示

1 〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目22番7の4F

株式会社サイゾー

証 人 い び 揖 斐 た だ し 憲
(呼出し、尋問予定時間 = 40分)

2 証すべき事実

揖斐憲証人は、本件において、雑誌「サイゾー」の編集長であった者であり、現在、訴外「株式会社サイゾー」の代表取締役であるところ、同証人を尋問することにより、次の事実を立証する。

- (1) 本件記事が、当時の副編集長であった訴外小林稔和により、作成されたこと、
- (2) 原告（被控訴人）に対する通知書（甲第5号証）が、雑誌「サイゾー」編集長やその顧問弁護士のチェックを受けることなく、控訴人作成の原案（控訴人の主張が十分に展開されていないもの）のまま、原告（被控訴人）に対して送付されたこと、
- (3) 訴外小林稔和が、控訴人本人に対して、いわゆる「電話取材」を行って、本件記事を作成したところ、控訴人本人が、本件記事記載の内容を「コメント」として発言していないことについて、訴外揖斐憲は、原判決後、知るに至ったことについて
- (4) その他本件に関連する一切の事実

3 尋問事項

別紙「尋問事項書」記載の通り

第4 人証の表示

1 〒106-0032

東京都港区六本木六丁目8番10号 STEP六本木

オリコン株式会社・代表者代表取締役

被控訴人（原告）会社代表者代表取締役 小池 亘

（呼出し、尋問予定時間＝60分）

2 証すべき事実

小池亘被控訴人（原告）会社代表者代表取締役は、本件において、被控訴人（原告）会社（オリコン株式会社）の代表者代表取締役である者であるところ、同人を尋問することにより、次の事実を立証する。

- (1) 被控訴人（原告）会社の代表者代表取締役である小池亘は、控訴人（被告）鳥賀陽弘道が雑誌「アエラ」に本件記事（甲第2号証）を執筆したとき、その内容が事実に反している旨の「クレーム」を言った事実はないこと。
- (2) 被控訴人（原告）会社の代表者代表取締役である小池亘は、雑誌「サイゾー」の本件記事（甲第1号証）に対して、雑誌「サイゾー」の出版元会社やその編集長ではなく、控訴人（被告）鳥賀陽弘道一人を、「被告」として、民事訴訟を提起することにより、被控訴人（原告）会社に対する批判を広く封じ込めようとする意図があったこと。
- (3) その他本件に関連する一切の事実

3 尋問事項

別紙「尋問事項書」記載の通り

第5 人証の表示

1 〒106-0032

東京都港区六本木六丁目8番10号 STEP六本木

オリコン・マーケティング・プロモーション株式会社

代表者代表取締役

証 人 垂 石 克 哉

(呼出し、尋問予定時間=40分)

2 証すべき事実

証人は、本件において、被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計を担当する「オリコン・マーケティング・プロモーション株式会社」の代表者代表取締役であるところ、同証人を尋問することにより、次の事実を立証する。

- (1) 被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計方法について
- (2) 被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計に関して、いわゆる「芸能プロダクション」「レコード会社」等からの接触等があること
- (3) 被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計における「芸能ファンクラブ」「芸能ファン」等の関与等があること、少なくとも、それらの関与等がありうること
- (4) 被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計には、いわゆる「カラ予約」が含まれていること、少なくとも、それが含まれうること
- (5) その他本件に関連する一切の事実

3 尋問事項

別紙「尋問事項書」記載の通り

尋 問 事 項 書

控訴人本人 烏 賀 陽 弘 道

- 第1 烏賀陽弘道の経歴、職業等
- 第2 本件記事の作成過程について、特に、「サイゾー」副編集長であった小林稔和によるいわゆる「電話取材」の事実及びその内容
- 第3 本件記事記載の控訴人の「コメント」について、特に、前記小林稔和による「電話取材」において、控訴人の発言した事実及びその内容
- 第4 原告（被控訴人）に対する「通知書」（甲第5号証）の作成過程について、特に、小林稔和による「通知書」の内容に対する指示の事実及びその内容
- 第5 （仮に控訴人が本件記事記載の内容を「コメント」として発言していたと認定された場合に備えて）本件記事記載の内容には、いわゆる「真実性」「相当性」が認められることについて
- 第6 本件訴訟は、いわゆる「SLAPP」として、違法な提訴であることについて
- 第7 本件原判決には、報道機関等のマスコミ関係者が重大な関心を寄せていて、控訴人に対して大きな反響が寄せられていること
- 第8 その他本件に関連する一切の事項について

以 上

尋 問 事 項 書

証 人 小 林 稔 和

- 第 1 証人小林稔和の経歴、職業等について
- 第 2 証人小林稔和が、控訴人本人に対して、いわゆる「電話取材」を行って、本件記事を作成した経緯について
- 第 3 控訴人本人が、本件記事記載の内容を「コメント」として発言していないことについて
- 第 4 控訴人本人が、原告（被控訴人）に対する「通知書」（甲第 5 号証）を作成した経緯について
- 第 5 控訴人本人は、訴外小林稔和と協議して、被控訴人（原告）に対する通知書（甲第 5 号証）を作成したところ、前記「通知書」には控訴人本人の主張が十分に記載されていないことについて
- 第 5 その他本件に関連する一切の事項について

以 上

尋問事項書

証 人 揖 斐 憲

- 第 1 証人揖斐憲の経歴、職業等について
- 第 2 本件記事が、当時の副編集長であった訴外小林稔和により、作成されたことについて
- 第 3 原告（被控訴人）に対する通知書（甲第 5 号証）が、雑誌「サイゾー」編集長やその顧問弁護士のチェックを受けることなく、控訴人作成の原案（控訴人の主張が十分に展開されていないもの）のまま、原告（被控訴人）に対して送付されたことについて
- 第 4 訴外小林稔和が、控訴人本人に対して、いわゆる「電話取材」を行って、本件記事を作成したところ、控訴人本人が、本件記事記載の内容を「コメント」として発言していないことについて、訴外揖斐憲は、原判決後、知るに至ったことについて
- 第 5 その他本件に関連する一切の事項について

以 上

尋 問 事 項 書

原告代表者代表取締役 小 池 亘

- 第1 被控訴人（原告）代表者代表者小池亘の経歴、職業等について
- 第2 控訴人（被告）鳥賀陽弘道の雑誌「アエラ」の記事（甲第号証）
に対する被控訴人（原告）会社代表者代表取締役小池亘の反応・対
応について
- 第3 控訴人（被告）鳥賀陽弘道の雑誌「サイゾー」の本件記事（甲第
1号証）に対する被控訴人（原告）会社代表者代表取締役小池亘の
反応・対応について
- 第4 本件民事訴訟の提起に至る経緯について
- 第5 その他本件に関連する一切の事項について

以 上

尋 問 事 項 書

証 人 垂 石 克 哉

- 第 1 証人垂石克哉の経歴、職業等について
- 第 2 被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計方法について
- 第 3 被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計におけるいわゆる「芸能プロダクション」「レコード会社」等の関与等について
- 第 4 被控訴人（原告）会社のいわゆる「オリコンヒットチャート」の集計における「芸能ファンクラブ」「芸能ファン」等の関与等について
- 第 5 いわゆる「カラ予約」について
- 第 6 その他本件に関連する一切の事項について

以 上

平成20年(ネ)第2839号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 烏賀陽弘道

被控訴人 オリコン株式会社

報 告 書

2008年(平成20年)8月 日

東京高等裁判所

第16民事部 口係御中

上記控訴人訴訟代理人

弁護士 飯田 正 剛

弁護士 小川 朗

弁護士 日隅 一 雄

当職らは、8月12日、乙6号証記載の3店舗について、控訴人の原審における代理人らが行った調査が真実なされているかどうかを確認するため、上記3店舗を控訴人とともに訪問した。

その結果、3店舗においては、いずれも、原審における代理人が調査した際に対応した人物が所在しており、調査に対応した旨を認めたので、その旨報告する。

それら担当者は、乙6号証記載の調査の際に控訴人が録音した人物と声が同一であった(乙22号証)。

したがって、乙22号証に録音された会話の存在及び内容、それを元にして作成された乙6号証に記載された事実は、いずれも疑う余地のない正確なものであることを報告する。

また、乙7号証については、控訴人が調査に同行しておらず、調査の際の会話が録音されていないが、乙6号証を作成した弁護士と乙7号証

を作成した弁護士は一名重なっており、乙7号証に記載された内容も真実であることは疑念を挟む余地がないというべきであることも合わせて報告する。

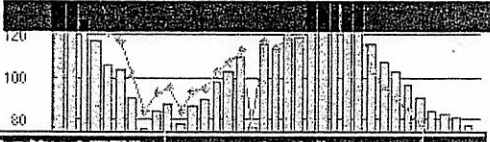
以 上



I 高校生が学ぶ“統計”講座

- ＼ 1. 統計とは(統計の特徴と種類)
- ＼ 2. データを集めよう(統計調査はどのように行うか)
- ＼ 3. 調査票を集計し、統計表とグラフを作ろう
- ＼ 4. 統計データを分析して集団の特徴を探ろう(データ解析)

←Howto:統計のHOMEへ→



I 高校生が学ぶ“統計”講座

2. データを集めよう(統計調査はどのように行うか)

(1) 統計調査はどのように進めたらよいか?

<1.1> どんなことを調べたいか?(調査の目的と明確化)

<1.2> 調査データの取り方(調査方法)

<1.3> 調査票と回答方法

(2) 信頼性のある標本抽出をどのように行うか?



I 高校生が学ぶ「統計」講座

2. データを集めよう(統計調査はどのように行うか)

(1) 統計調査はどのように進めたらよいか？

<1.2> 調査データの取り方(調査方法)

[1] 全数調査と標本調査

調査をするとき、まず、対象となる集団を決め、調査する具体的な標識(特性)を明確にします。また、全数調査で行うか、標本調査で行うかを決めます。例えば、クラスの平均身長を調べる場合、対象となる集団はクラスの構成員で標識は「身長」です。クラス全員の身長を調べるとすれば、全数調査となります。

全数調査に対し、一部を取り出して調査し、全体を推定する方法を標本調査といいます。ここで取り出した一部の人やものを標本(サンプル)といいます。標本調査を一部調査やサンプル調査ということもあります。標本調査の場合は、データに偏りが生じないように標本を選ばなければなりません。

[2] 調査の方法

実際に調査データを集める代表的な方法について説明します。

A 調査員調査

調査員調査は、調査員が調査対象を訪問して行う調査です。調査員が調査対象者に質問して回答を調査票に書く方法は面接調査といいます。

B 郵送調査

郵送調査は、調査票を調査対象に郵送し、回答を書いて返信してもらう方法です。

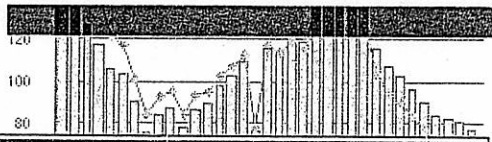
C 電話調査

電話調査は、商品の市場調査、市民に対する意見調査や選挙時によく行われる調査のひとつで、調査対象地域の電話帳などから無作為に電話番号を抽出し、調査員が電話をかけ、質問を読み上げ、調査対象者に電話で回答してもらう方法です。回答は調査員が電話での回答をもとに調査票に書き込みます。

このように調査方法はいろいろあり、それぞれに一長一短があります。目的、予算に合わせて適切な調査方法を選ぶことが必要となります。

[3] 調査期日

調査の実施日程を決めます。調査は1回だけ行う場合、労働力調査のように毎月定期的に調べる場合、国勢調査のように5年に1回調査を行う場合など、調査する間隔はいろいろです。調査結果を必要とする日時や発表しなければならない日時から逆算して、分析にかかる日数、集めるための日数、回答に要する日数などを考慮して、調査期日を決めます。



I 高校生が学ぶ“統計”講座

2. データを集めよう(統計調査はどのように行うか)

(2) 信頼性のある標本抽出をどのように行うか？

(1)<1.2>調査データの取り方(調査方法)で学習したように、統計調査の方法には、調査対象をすべて調べる全数調査(しつ皆調査ともいう。)と、調査対象全体から一部分を抜き出して調査し、それを基に調査対象全体を推測する標本調査(サンプル調査ともいう。)があります。この標本調査は、全数調査が不可能な場合や、また全数を調べなくても十分な精度で全体を推定できると考えられる場合などに行う調査であって、決して簡単に調査するためのものではありません。また、標本調査はいろいろな利点を持っています。

[1] 全数調査、標本調査の長所と短所

全数調査の代表的な例は、5年に一度行われる国勢調査です。国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象にし、10月1日現在で、各人の性別、出生の年月、配偶の関係、国籍、就業状態などや各世帯の世帯員数、住居の種類などを調べ、各種の統計を作成する調査です。これにより、国の情勢を正確に把握することが可能になります。

これに対して、家計調査、労働力調査、内閣の支持率(世論調査)、TV番組の視聴率などは、標本調査が用いられます。また、蛍光灯や電球など、出荷前の製品の中からいくつか抜き取って耐久検査などを行う品質管理も標本調査です。

全数調査の長所は、調査対象すべてを調査するので、詳細な統計を作ることができます。短所は、調査対象の数が多かったり、多数の地域に調査対象が分散しているときには、調査自体に多くの費用と時間、労力がかかります。

これに対して、標本調査の場合は、調査対象の数が少なくなるため、調査の費用、調査票の収集、処理の労力が少なくてすむこと、調査結果を短期間で知ることができることなどが長所として挙げられます。短所は、標本調査は、知ろうとする調査の対象集団(これを母集団という。)から取り出された一部(標本)から母集団を推測することになりますから、全体を調査しないことによる誤差(標本誤差)が生じるため、母集団に対する推定結果は十分注意して解釈する必要があります。

[2] 標本抽出(サンプリング)

標本調査では、母集団から偏りのないように標本を取り出す工夫と調査結果の精度を保証する必要があります。このため、標本調査には、調査結果の精度を保証し、正確な標本を選び出す標本抽出法(サンプリング; sampling method)が用意されています。この標本抽出法は、どのようにすれば標本のみから全体を知ることができるか、それが信頼性、客観性を持つためには、いかなる処理が行われるべきかの方法を提供してくれるものです。

母集団の特徴を調べるために、母集団から標本を取り出し、分析しますが、その際、標本は母集団の縮図になるように、何の作為もなく選び出す必要があります。こうした選び方を無作為抽出(ランダム・サンプリング)といい、抽出される個体がすべて同じ確率で選ばれる抽出法です。こうして無作為抽出された標本を無作為標本といいます。通常、統計調査での標本といえば無作為標本を指します。

★理解ワンポイント問題★

次の調査の母集団は何でしょうか。また、全数調査、標本調査のどちらを行うのが適当でしょうか。

- | | |
|------------------|---|
| 1) すいかの品質調査 | = |
| 2) 学校で行う体重調査 | = |
| 3) あるテレビ番組の視聴率調査 | = |

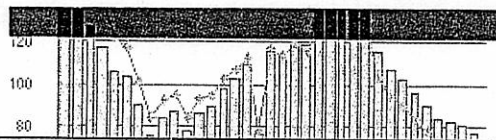
解答はこちら>>

[←このテーマの目次へ](#)

[←前のページへ](#)

[←How to:統計のHOMEへ](#)

[総務省統計局](#) [なるほどテーマ](#)



I 高校生が学ぶ“統計”講座

2. データを集めよう(統計調査はどのように行うか)

(2) 信頼性のある標本抽出をどのように行うか？

(1)<1.2>調査データの取り方(調査方法)で学習したように、統計調査の方法には、調査対象をすべて調べる全数調査(しっ皆調査ともいう。)と、調査対象全体から一部分を抜き出して調査し、それを基に調査対象全体を推測する標本調査(サンプル調査ともいう。)があります。この標本調査は、全数調査が不可能な場合や、また全数を調べなくても十分な精度で全体を推定できると考えられる場合などに行う調査であって、決して簡単に調査するためのものではありません。また、標本調査はいろいろな利点を持っています。

[1] 全数調査、標本調査の長所と短所

全数調査の代表的な例は、5年に一度行われる国勢調査です。国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象にし、10月1日現在で、各人の性別、出生の年月、配偶の関係、国籍、就業状態などや各世帯の世帯員数、住居の種類などを調べ、各種の統計を作成する調査です。これにより、国の情勢を正確に把握することが可能になります。

これに対して、家計調査、労働力調査、内閣の支持率(世論調査)、TV番組の視聴率などは、標本調査が用いられます。また、蛍光灯や電球など、出荷前の製品の中からいくつか抜き取って耐久検査などを行う品質管理も標本調査です。

全数調査の長所は、調査対象すべてを調査するので、詳細な統計を作ることができます。短所は、調査対象の数が多かったり、多数の地域に調査対象が分散しているときには、調査自体に多くの費用と時間、労力がかかります。

これに対して、標本調査の場合は、調査対象の数が少なくなるため、調査の費用、調査票の収集、処理の労力が少なくてすむこと、調査結果を短時間で知ることができるなどが長所として挙げられます。短所は、標本調査は、知ろうとする調査の対象集団(これを母集団という。)から取り出された一部(標本)から母集団を推測することになりますから、全体を調査しないことによる誤差(標本誤差)が生じるため、母集団に対する推定結果は十分注意して解釈する必要があります。

[2] 標本抽出(サンプリング)

標本調査では、母集団から偏りのないように標本を取り出す工夫と調査結果の精度を保証する必要があります。このため、標本調査には、調査結果の精度を保証し、正確な標本を選び出す標本抽出法(サンプリング; sampling method)が用意されています。この標本抽出法は、どのようにすれば標本のみから全体を知ることができるか、それが信頼性、客観性を持つためには、いかなる処理が行われるべきかの方法を提供してくれるものです。

母集団の特徴を調べるために、母集団から標本を取り出し、分析しますが、その際、標本は母集団の縮図になるように、何の作為もなく選び出す必要があります。こうした選び方を無作為抽出(ランダム・サンプリング)といい、抽出される個体がすべて同じ確率で選ばれる抽出法です。こうして無作為抽出された標本を無作為標本といいますが、通常、統計調査での標本といえば無作為標本を指します。

★理解ワンポイント問題★

次の調査の母集団は何でしょうか。また、全数調査、標本調査のどちらを行うのが適当でしょうか。

- 1) すいかの品質調査 =
- 2) 学校で行う体重調査 =
- 3) あるテレビ番組の視聴率調査 =

解答はこちら>>

[←このテーマの目次へ](#)

[←前のページへ](#)

[←How-to:統計のHOMEへ](#)

[総務省統計局](#) [なるほどデータがさっず](#)